

会 社 名 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社  
 代 表 者 名 代表取締役社長 井原 勝美  
 (コード番号：8729 東証第一部)

## 平成 24 年 3 月期第 2 四半期累計期間の業績予想の修正に関するお知らせ

最近の業績動向を踏まえ、平成 23 年 5 月 20 日に公表いたしました平成 24 年 3 月期第 2 四半期累計期間の業績予想を上方修正することとしましたので、お知らせいたします。なお、通期の業績予想については、修正しておりません。

### 記

#### 1. 連結業績予想数値の修正

平成 24 年 3 月期第 2 四半期累計期間 (平成 23 年 4 月 1 日～平成 23 年 9 月 30 日)

	経常収益	経常利益	中間純利益	1 株当たり 中間純利益
前回発表予想 (A)	億円 4,970	億円 270	億円 130	円 銭 29.89
今回発表予想 (B)	5,099	308	163	37.00
増減額 (B-A)	129	38	33	-
増減率	2.6%	14.1%	25.4%	-
(ご参考) 前年同期実績	4,962	515	294	67.63

<ご参考>

平成 24 年 3 月期通期 (平成 23 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日)

	経常収益	経常利益	当期純利益	1 株当たり 当期純利益
平成 23 年 5 月 20 日発表済み予想	億円 10,220	億円 590	億円 290	円 銭 66.67
(ご参考) 前期実績	10,022	768	417	95.90

(注 1) 経常収益、経常利益および中間期純利益の各欄に記載の金額は、億円単位未満を切り捨てて表示しています。

(注 2) 平成 23 年 4 月 1 日を効力発生日として、1 株につき 200 株の割合をもって株式分割を行いました。平成 23 年 3 月期第 2 四半期累計期間および通期の 1 株当たり中間 (当期) 純利益の数字は、当該株式分割を反映した数字です。

#### 2. 修正の理由

生命保険事業において、東日本大震災にともない計上した支払備金の一部戻し入れなどにより、当第 2 四半期累計期間の連結業績が、当初見通しより上回って推移しました。このような状況を踏まえ、上記のとおり業績予想数値を上方修正いたします。

なお、通期の連結業績予想については、金融市場の動向が不透明であることなどから、上記の発表済み予想数値 (平成 23 年 5 月 20 日公表) から修正いたしません。

## 【ご参考】

当社の親会社であるソニー株式会社は、本日、米国会計原則に基づく2011（平成23）年度第2四半期（平成23年7月1日～9月30日）の決算発表を行う予定ですが、その中で当社および当社グループを含むソニーグループの金融分野にかかる米国会計原則に基づく財務情報も開示される予定です。

当社は、上記1.に記載の平成24年3月期第2四半期累計期間（平成23年4月1日～9月30日）の連結業績予想数値を決算速報値として位置づけ、当社の株主をはじめ投資家の皆様に対して適時・適切な情報開示を行っております。

当社グループの連結決算速報値（日本会計基準）における業績の状況（前年同期比較）は、次のとおりです。

### <連結業績の状況> 第2四半期累計期間（平成23年4月1日～9月30日）

平成24年3月期第2四半期連結累計期間の経常収益は、主に、生命保険事業における保険料等収入の増加により前年同期に比べ増収となりました。経常利益は、同事業において、金利リスク低減を目的とした保有債券の入替えにともなう有価証券売却益が減少したことにより減益となりました。中間純利益は、経常利益が減少したことにともない減益となりました。

### <事業別の業績の状況> 第2四半期累計期間（平成23年4月1日～9月30日）

生命保険事業：保有契約高の堅調な推移により保険料等収入が増加したことにより、経常収益は前年同期に比べ増収となりました。経常利益は、有価証券売却益が減少したことにより、減益となりました。

損害保険事業：自動車保険を中心に正味収入保険料が増加したことにより、経常収益は前年同期に比べ増収となりました。経常利益は、経常収益が増加したことにともない増益となりました。

銀行事業：経常収益は、平成23年7月1日にソニー銀行が株式会社スマートリンクネットワークを子会社化（持株比率57%）したことにより、同社の売上高が新たに連結対象となったことから、前年同期に比べ増収となりました。経常利益は、円預金にかかる支払利息の減少、ならびに住宅ローン残高の増加にともなう貸出金利息の増加などにより業務粗利益が増加し増益となりました。

当社および当社グループの日本会計基準に基づく決算手続きは未だ完了しておりませんが、上記の修正数値（速報値）は、本資料発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであります。実際の業績は、様々な要因によりこれと異なる可能性があります。

なお、当社の平成24年3月期第2四半期決算発表は平成23年11月14日を予定しております。

当社の連結業績(\*)は、日本の会計基準に準拠して作成しており、その会計基準は、当社の親会社であるソニー株式会社が開示する連結業績の準拠する米国の会計原則とは異なります。

\*当社の連結業績の範囲には、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社、ソニー生命保険株式会社、ソニー損害保険株式会社、ソニー銀行株式会社、Sony Life Insurance (Philippines) Corporation、ソニーバンク証券株式会社、株式会社スマートリンクネットワークならびに、持分法適用会社としてソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社、SA Reinsurance Ltd.が含まれております。ただし、当社の前期（平成23年3月期第2四半期累計期間および通期の連結業績）の範囲には、株式会社スマートリンクネットワークは含まれておりません。

また、ソニー株式会社は平成23年11月2日に平成24年3月期第2四半期（平成23年7月1日～平成23年9月30日）の連結業績を発表する予定です。当社グループはソニーグループの金融分野における主要な部分を構成しておりますが、当社の連結範囲と、ソニー株式会社がソニーグループの金融分野として位置づける範囲は同一ではありません。なお、ソニーグループの金融分野として位置づけられる範囲については、ソニー株式会社が発表する「2011（平成23）年度第2四半期の連結業績のお知らせ」をご覧ください。

## 注意事項

将来の業績に関する見通しは、将来の営業活動や業績、出来事・状況などに関する説明における「確信」、「期待」、「計画」、「戦略」、「見込み」、「予測」、「予想」、「可能性」やその類義語を用いたものに限定されません。口頭または書面による見通し情報は、現在入手可能な情報から得られた当社グループの経営者の判断にもとづいています。実際の業績は、様々なリスクや不確実な要素により、これら業績見通しと大きく異なる結果となりうるため、これら業績見通しに依拠することは控えるようお願いします。また、新たな情報、将来の事象、その他の結果にかかわらず、常に当社グループが将来の見通しを見直すとは限りません。当社グループはいずれもそのような見直しの義務を負いません。

以上

（お問い合わせ先）

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 広報・IR部

電話 (03) 5785-1074

E-mail: [press@sonyfh.co.jp](mailto:press@sonyfh.co.jp)

（ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社のホームページ）

<http://www.sonyfh.co.jp/>

## 【ご参考資料】

### ■ 日本会計基準と米国会計原則の差異について

当社は、日本の会計処理の原則ならびにその手続および表示方法（以下「日本会計基準」）および保険業法に準拠して決算手続きを行っており、当社の親会社であるソニー(株)の準拠する米国会計原則とは、いくつかの点で異なっております。これらのうち、当社における主な相違は以下のとおりです。

#### (1) 保険事業における責任準備金（保険契約債務）について

将来の保険金支払いに必要な責任準備金（保険契約債務）に対する積み立て（引当て）の基準になる算定根拠が日米間で異なるため、当期損益に差異が生じます。日本においては、保険業法により将来の保険金などの支払いに備えて、監督当局が定める積立方式および計算基礎率を用いて責任準備金を積み立てることが定められております。一方、米国会計原則においては、保険契約者に対する将来の予測支払額の現在価値を保険契約債務として引当てますが、適宜見直される将来の資産運用利回りなどの保険数理上の諸数値に基づき計算されております。

また、変額保険契約などにおける最低保証部分にかかる債務については、日米間で対象となる保険契約が異なることも、当期損益に差異が生じる原因となります。

#### (2) 保険契約にかかる費用の計上方法について

生命保険事業および損害保険事業における新規保険契約の獲得費用は、日本では、すべて発生年度の費用として処理されますが、米国会計原則では繰延処理され、通常、当該保険契約の保険料払込期間にわたって保険契約債務の算定と共通の計算基礎を用いて按分償却されます。変額保険等の保険契約に関する繰延処理については、見積粗利益に比例して償却されます。見積粗利益については、株式相場の著しい変動などにより、計算基礎となる前提条件に重要な変化が生じる場合においても見直しを行います。

なお、米国会計原則において繰り延べの対象となる新規契約費用は、保険契約募集手数料（費用）、診査および調査費用等、新規保険契約の獲得に関連し、かつそれに応じて変動する費用のうち回収できると認められるものです。

#### (3) 危険準備金について

日本においては、保険業法により、将来の保険金支払いなどを確実にを行うため、将来発生することが見込まれるリスクに備え、危険準備金を積み立てることが義務付けられています。このリスクには、予定死亡率より実際の死亡率が高くなり、保険金等の支払いによって損失が発生するリスク（保険リスク）、資産運用による実際の利回りが予定利率を確保できないリスク（予定利率リスク）、変額保険や変額年金保険などにおける死亡保険金額や年金額を最低保証するものについて実際の運用成果が保証額を下回るリスク（最低保証リスク）などがあります。危険準備金は、リスクごとに積立基準および積立限度が定められており、それぞれのリスク対応において取り崩すことができます。なお、危険準備金は、責任準備金の一部として貸借対照表に計上されます。

米国会計原則ではこのような法律による準備金の積立は要求されておられません。

#### (4) 異常危険準備金について

日本においては、保険業法により、異常災害による損害のてん補に充てるため、損害保険会社が収入保険料等を基礎として計算した金額を積み立てることが義務付けられています。異常危険準備金は、巨大災害等の広範囲なリスクを対象とする損害保険事業の特性を考慮して、単年度では大数の法則が機能しない危険に対する備えであり、異常災害が発生した年度に取り崩します。なお、異常危険準備金は、責任準備金の一部として貸借対照表(B/S)に計上されます。

米国会計原則ではこのような法律による準備金の積立は要求されておられません。

#### (5) 価格変動準備金について

日本においては、保険業法により、価格変動により損失が発生する可能性が高い資産（国内株式、外国株式、邦貨建債券、外貨建債券、外貨建預金、外貨建貸付金など）について、価格変動準備金を積み立てることが義務付けられています。価格変動準備金は、資産ごとに積立基準および積立限度が定められており、資産の売買・評価換えなどによる損失が利益を上回る場合、その損失をてん補するために取り崩すことができます。

米国会計原則ではこのような法律による準備金の積立は要求されておられません。

#### (6) 外貨建取引について

日本会計基準において、外貨建取引による資産および負債は、原則として決算時の為替相場にて円換算し、換算差額は為替差損益として損益計算書へ計上します。このため、銀行事業における外貨預金（負債）から発生する換算差額と、その見合い運用の一部である外貨建売却可能債券（資産）から発生する換算差額は、いずれも損益計算書へ計上することにより両者の損益が相殺されます。一方、米国会計原則では、外貨預金（負債）から発生する換算差額は損益計算書へ計上しますが、外貨建売却可能債券（資産）から発生する換算差額については、有価証券価格の変動額と合わせて純資産直入するため、償還・売却時までは損益計算書へは計上されません。すなわち米国会計原則では、資産サイドと負債サイドで換算差額の処理が異なるため、負債サイドから生じる為替変動による為替差損益が、当期利益に対して日本会計基準以上に影響を与えることとなります。